



教学第1003号
教保第473号
令和3年1月8日

各県立学校長様

学校教育課総括課長
保健体育課総括課長

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について（通知）

このことについて、別添写しのとおり文部科学省初等中等教育局長、スポーツ庁次長及び文化庁次長から通知がありましたので、お知らせいたします。

については、貴校において下記留意点について確認いただくとともに、生徒及び教職員に対し、改めて感染予防対策を周知のうえ徹底をお願いします。

記

1 通知内容

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針が改訂されたことを踏まえ、各学校等が留意する事項を整理し周知するもの。（各学校における感染症対策についての総点検を行い、感染対策を一層徹底すること。）

2 留意点

- (1) 各学校等においては、チェックリスト（通知添付「別紙2」）も活用し、各学校における感染症対策を改めて確認すること。
- (2) 児童生徒、教職員は、毎日の登校・出勤前の健康観察を改めて徹底すること。さらに、登校後においても児童生徒等の体調の観察に努め、体調の不調に教職員が気づいた場合には、すみやかに養護教諭等と連携し、迅速な対応を取ること。
- (3) 特にリスクが高い活動については、緊急事態宣言の対象区域に属する地域以外でも、感染者が散発的な発生にとどまり医療提供体制に特段の支障がないような状況でない限り、その実施について慎重に検討するとともに、児童生徒等同士が近距離で大きな発声を伴う活動や身体的接触、マスクを外して行う運動など、感染リスクの高い活動については、地域の感染状況等に応じて、適宜見直すこと。
- (4) 令和3年度高等学校入学者選抜等については、緊急事態宣言の対象区域に属する地域の内外に関わらず、万全を期した上で、予定どおり実施すること。

【担当】

○義務教育に関すること	学校教育課義務教育担当	(019-629-6137)
○高校教育に関すること	学校教育課高校教育担当	(019-629-6140)
○特別支援教育に関すること	学校教育課特別支援教育担当	(019-629-6142)
○健康・安全管理等に関すること	保健体育課学校健康安全担当	(019-629-6188)
○部活動等に関すること	保健体育課学校体育担当	(019-629-6190)